

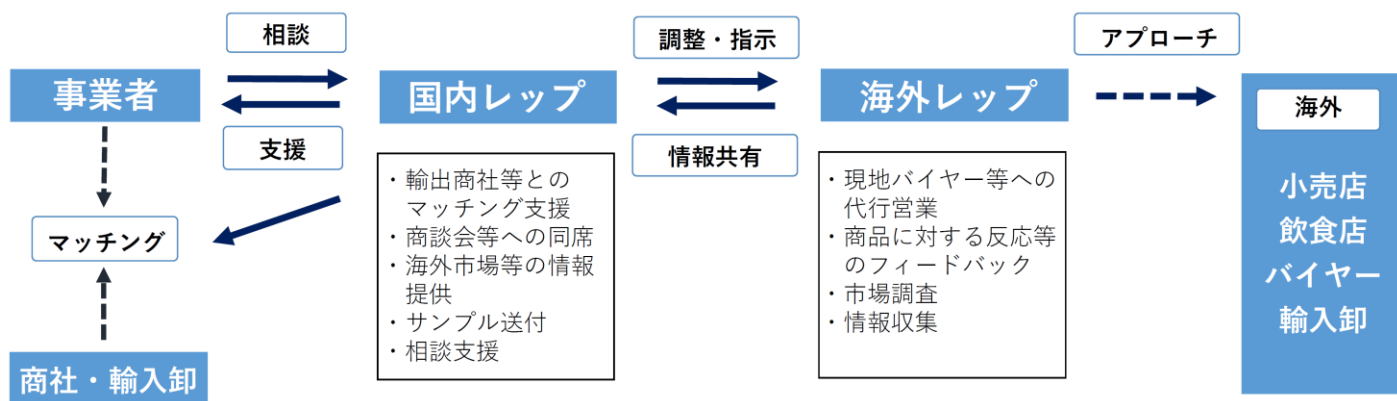
令和4年度ふくしま県産食品輸出コーディネーター活用事業 事業者募集要項

1 目的

コロナ禍により、事業者自らが渡航して海外での営業活動を行うことが困難なことから、現地等で活動できる人材（輸出コーディネーター）を配置・活用することで、県内加工食品事業者の輸出支援を行い、県産品の輸出拡大を図ります。また、輸出に取り組む意欲はあるが、まだ大きな実績のない事業者を支援し、県内の輸出気運の醸成を図ります。

2 事業内容及び支援スキーム

国内及び海外（アメリカ、オーストラリア、香港）に輸出コーディネーター（以下「レップ」という）を配置し、国内における輸出商社やバイヤー等との商談支援、海外における卸業者や小売店等への代行営業を行うほか、海外市場の情報提供や輸出に関する相談支援を実施し、県産加工食品の海外への販路開拓を行います。



3 募集対象

(1) 対象事業者及び募集予定数

下記（2）対象商品の製造、販売等を行う事業者のうち原則として県内に主たる事業所を有し、下記を全て満たす事業者 10者程度 とします。

ア 輸出に確固たる意志のある事業者

イ バイヤー及びレップからのフィードバックにより、商品改善の取組が可能な事業者

ウ Eメール及びオンライン面談への対応が可能な事業者

エ 支援期間中に商談会（自社で予定するもの又はレップが案内するもの）に参加する意志がある事業者

※ 応募者が多数の場合は、海外に既存の販路や定期的な輸出商取引を行う相手がない事業者を優先して採択します。

(2) 対象商品

以下を満たす 加工食品（酒類を除く） とします。

ア 生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品。

イ 主な原材料が福島県産であって、県外の事業者などにより製造された場合は、県内に主たる事業所を有する者が販売を行っている商品。

4 支援内容

(1) 国内における商談支援

- ① 輸出商社やバイヤー等と1事業者あたり10件以上のマッチングを図ります。
- ② 事業者が自身で参加する展示会・商談会（オンライン含む）について、商談の場への国内レップの同席等、商談前・中・後のサポートを行います。（1事業者あたり15件を限度とし、支援する商談等の対象国は、海外レップを配置する国に限らないものとします。）

(2) 海外における代行営業

- ① 現地の輸入業者、卸業者、小売店、飲食店等のバイヤーへ1事業者あたり10件以上営業を行います。（レップ配置国以外へもオンラインにて営業を行います。）
- ② 営業活動を行った結果の情報の吸い上げ等を行い、事業者へフィードバックするとともに、成約に結びつけるためのフォローを行います。

(3) 商品サンプルの送付

- ① 海外レップが営業に必要な商品サンプルを現地に送付します。（商品本体及び国内輸送にかかる経費は各事業者の負担となります。）
- ② (1) ②により、国内レップがサポートを行うオンライン商談会等において必要な商品サンプルを海外に送付します。（1事業者あたり5回を限度とします。）

(4) その他

- ① 輸出に関するあらゆる相談に対応します。
- ② 海外の市場情報やバイヤー・エンドユーザー等の声など、成約に繋がる情報提供を行います。
- ③ 福島県及び福島県貿易促進協議会が実施する海外での県産品フェア等に優先して商品提案を行います。

5 海外で需要が高い商品、輸出に際し留意が必要な商品

〈需要が高い商品〉

菓子、ドリンク、インスタント食品、健康志向の消費者へ訴求する食品（グルテンフリー、ヴィーガン、オーガニック等）

〈留意が必要な商品〉

賞味期限の短い食品や、輸出先国にて使用を規制している原材料・食品添加物が含まれている場合、留意が必要です。その他各国の法規制等に対応する必要があります。

【賞味期限】

米国：常温8ヶ月以上、冷凍1年以上

豪州：米国とほぼ同様

香港：常温6ヶ月以上、冷凍1年以上

【使用不可の原材料・食品添加物】

米国：肉類（固形・エキス・ゼラチンなど）、頭と内臓が付いた魚の加工品、乳（日本製で加熱したものは可）、卵（75度以上で加熱したものは可）、部分水素添加油脂（マーガリンなど）、ステビア・甘草・紅花・紅麴・クチナシ・赤色100番台等。

豪州：米国とほぼ同様。卵を含む食品に対する規制も存在したが、現在は若干緩和されている模様。

香港：紅花（赤色NG・黄色OK）等。2023年12月から部分水素添加油脂の規制を導入予定。

5 応募方法

(1) 募集期間

令和4年5月19日（木）～令和4年5月31日（火）

(2) 応募方法

応募用紙（様式1）に必要事項を記載の上、メールまたは郵送により下記7までお送りください。

6 留意事項

- (1) 提出された応募用紙の内容をもとに、県において審査の上、支援対象事業者を決定し、6月上旬に応募事業者へ連絡します。
- (2) 支援対象期間は対象事業者決定後から令和5年2月15日（水）までとします。
- (3) 本事業は営業先への成約を確約するものではありません。バイヤー又はレップからのフィードバックにより、成約に向けた商品改善を図るよう努めてください。
- (4) 事業実施後、事業内容や成果に関するアンケートにお答えいただきます。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によっては、支援の内容が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

7 問い合わせ、応募先

福島県県産品振興戦略課 担当：宗方 尚子

〈Email〉

trade@pref.fukushima.lg.jp

〈郵送〉

〒960-8670

福島市杉妻町2-16 西庁舎11階

福島県県産品振興戦略課

〈電話等〉

TEL：024-521-7326 FAX：024-521-7888